

報告第 1 号

前橋市市税条例の改正の専決処分について

前橋市市税条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

専 決 処 分 書

前橋市市税条例の改正について

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 2 条の 4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 39 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 39 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 32 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 33 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の

適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第3条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第4条第3項中「第39条の8第1項」の次に「、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8」を加え、「同項中」を「第39条の8第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、附則第5条の8中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、附則第4条第2項及び」とする」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第39条の3、第39条の5から第39条の8まで、附則第2条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の6第2項、第50条の5第1項及び前条の規定の適用については、第39条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第50条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第45条第2項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に

算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第44条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第44条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第44条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額

がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第50条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第50条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第50条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第50条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公

的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2

期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第50条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第50条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初

日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第５０条の５第２項の規定により読み替えられた第５０条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

(4) 前項の規定の適用がある場合における第５０条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

(5) 令和６年度分の個人の市民税につき第５０条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第５条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３９条の３、第３９条の５から第３９条の８まで、附則第２条の３第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、附則第５条の４及び附則第６条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 9 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 3 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条の表以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第

7 項とする。

附則第 15 条の 3 中第 13 項を第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 15 条の 5 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、

前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第２２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条の表以外の部分中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第２３条中「附則第２１条第１項、第２項」を「附則第２１条第２項」に改める。

附則第２４条中「第３５項、第３９項若しくは第４６項」を「第３４項、第３８項若しくは第４５項」に改める。

附則第２８条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２８条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２９条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２９条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２９条の２第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２９条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２９条の２第５項に次の１号を加える。

- (５) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２９条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２９条の３第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２９条の３第５項に次の１号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 29 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の前橋市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

前橋市長 小 川 晶